

# 県学警連だより No.134

令和5年7月12日

## 県学警連全体会開催結果 ～ハイブリッド開催～

県学警連全体会は、令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、書面議決としていましたが、令和5年度は、対面での開催と各地区をオンラインでつないだハイブリッドでの開催となりました。今年度も、活動重点に沿って事業を進めることを議決しましたので、よろしくお願い致します。



熊本県学警連事務局  
熊本県教育庁  
学校安全・安心推進課  
熊本県警察本部  
生活安全企画課

### 令和5年度の活動重点

- フィルタリング100%普及推進、SNSの適切な使用等による情報安全啓発活動の強化
- いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等の推進
- 熊本地震及び新型コロナウイルス感染拡大の影響と思われる児童生徒指導上の課題への取組及び心のケアの取組の推進
- 児童虐待の早期発見・早期対応による児童生徒の安全確保
- 通学路等における安全確保を含めた児童生徒の犯罪被害・交通事故を防止するための取組の推進
- 警察、教育委員会・学校間における不審者情報等の共有及び迅速な対応
- 非行及び不良行為を抑止するための街頭活動・指導等の強化
- 大麻等の薬物乱用防止対策の推進
- **少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための広報啓発の強化**
- **自転車のヘルメット着用を含む自転車の安全で適正な利用の取組推進**



【オンラインの状況】



【対面での開催状況】

※ 朱書き部分は、昨年度から変更した箇所

## 全年齢に対する自転車乗用中のヘルメットの着用努力義務化について

自転車乗車時にヘルメットかぶってますか？



道路交通法改正により

令和5年4月1日から

全ての自転車利用者のヘルメット着用が**努力義務**になりました。

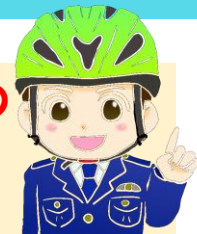
自転車乗用中に交通事故に遭い、亡くなった方の損傷部位の約6割が**頭部**に集中し、ヘルメットを着用されていた方と比較して着用していなかった方の致死率は約2.1倍となっています。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車乗車時のヘルメット着用が命を守ります！



熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター

※相談受付

平日 8:30-17:15

【肥後っ子テレホン】

電話 0120-02-4976(オ- ニックリ ヨカロー)

携帯電話からは、096-384-4976

熊本県警察ホームページQRコード



SNS等による非行・被害防止のための啓発動画

「ゆっぴーと学ぼう! あんしんネットスクール」

